

令和7年度第2回

秋田市上下水道事業経営審議会

【諮問】水道料金および下水道使用料等のあり方について



秋田市上下水道局
マスコットキャラクター
(水乃環太郎:カンちゃん)

令和8年2月9日 秋田市上下水道局

秋田市上下水道事業経営審議会

【諮問】水道料金および下水道使用料等のあり方について

- 1 諮問の概要
- 2 料金・使用料改定の進め方
- 3 水道料金改定の基本方針
- 4 下水道使用料改定の基本方針
- 5 基本方針に基づく料金体系の検討
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討
- 7 今後のスケジュール

次回も継続審議

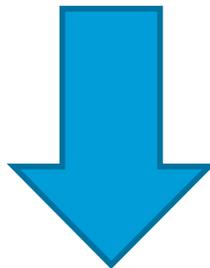
【諮問】水道料金および下水道使用料等のあり方について

- 1 諮問の概要
- 2 料金・使用料改定の進め方
- 3 水道料金改定の基本方針
- 4 下水道使用料改定の基本方針
- 5 基本方針に基づく料金体系の検討
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討
- 7 今後のスケジュール

1-1 諮問内容

【諮問の背景】

- ・人口減少に伴う水道料金および下水道使用料収入の減少
- ・激甚化、頻発化する災害への備えとしての耐震化、浸水対策
- ・既存の管路および施設の老朽化対策
- ・労務単価および資機材単価の上昇に伴う維持管理費の増加



厳しさを増す経営環境のなか、
安定した上下水道サービスの提供を維持

【諮問】

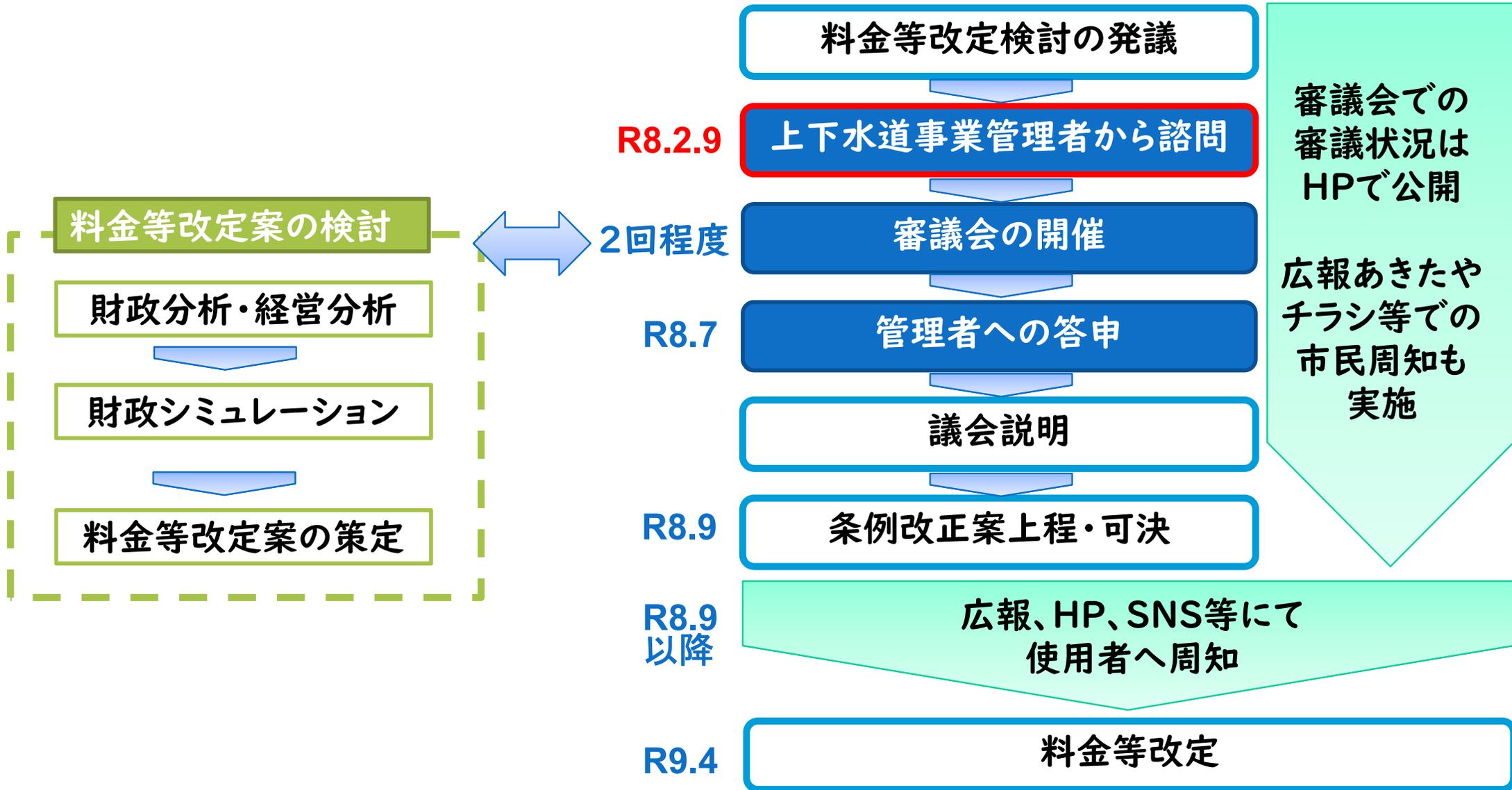
適正な水道料金および下水道使用料等の
あり方について（改定内容、時期等）

秋田市上下水道事業経営審議会

【諮問】水道料金および下水道使用料等のあり方について

- 1 諮問の概要
- 2 料金・使用料改定の進め方**
- 3 水道料金改定の基本方針
- 4 下水道使用料改定の基本方針
- 5 基本方針に基づく料金体系の検討
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討
- 7 今後のスケジュール

2-1 改定までの検討プロセス



2-2 料金改定案の作成検討手順

【水道料金の例】

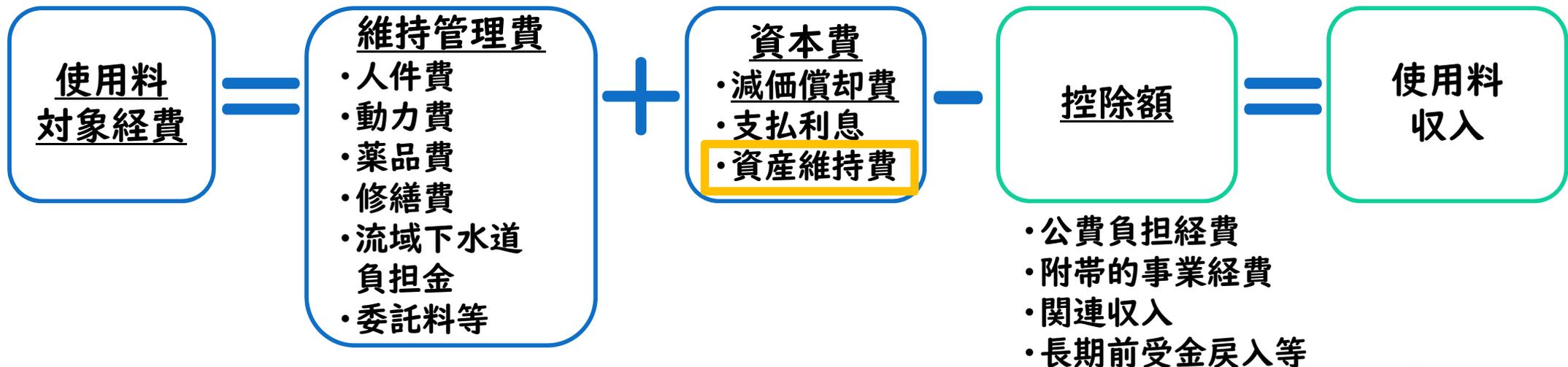


2-3 総括原価とは

【水道料金算定要領（日本水道協会）】



【下水道使用料算定の基本的考え方（日本下水道協会）】



2-4 資産維持費とは

資産維持費

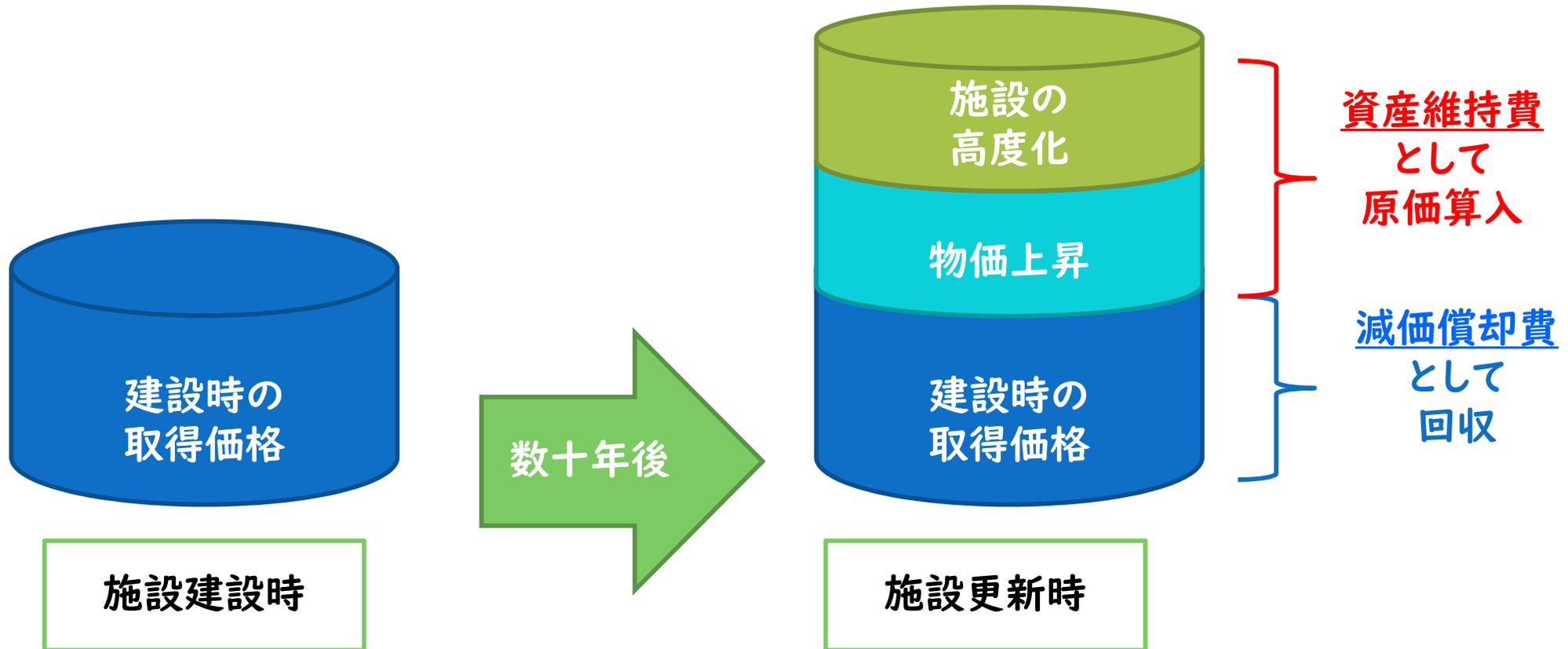


対象資産



資産維持率

対象資産 料金算定期間の期首および期末の平均償却資産残高
 資産維持率 3%を標準として事業の状況を勘案して設定



2-5 資産維持率

全国の水道事業者を一つの水道事業者とみなして
安定的な事業運営の可否をシミュレーション



資産維持率	結果
3%	自己資金の活用により企業債の残高を圧縮しつつ、資金残高も増やしていくことができる。
2%	自己資金だけでは財政需要を賄えず、企業債残高が増加していく。



永続的な給水サービスの提供を
確保できる水準
3%が妥当なものと評価



3%を標準値として設定



各水道事業者の
中長期的な計画等に照らし
適正な水準となるよう決定

「水道料金算定要領」改定に関する報告書、p4~9、日本水道協会より作成

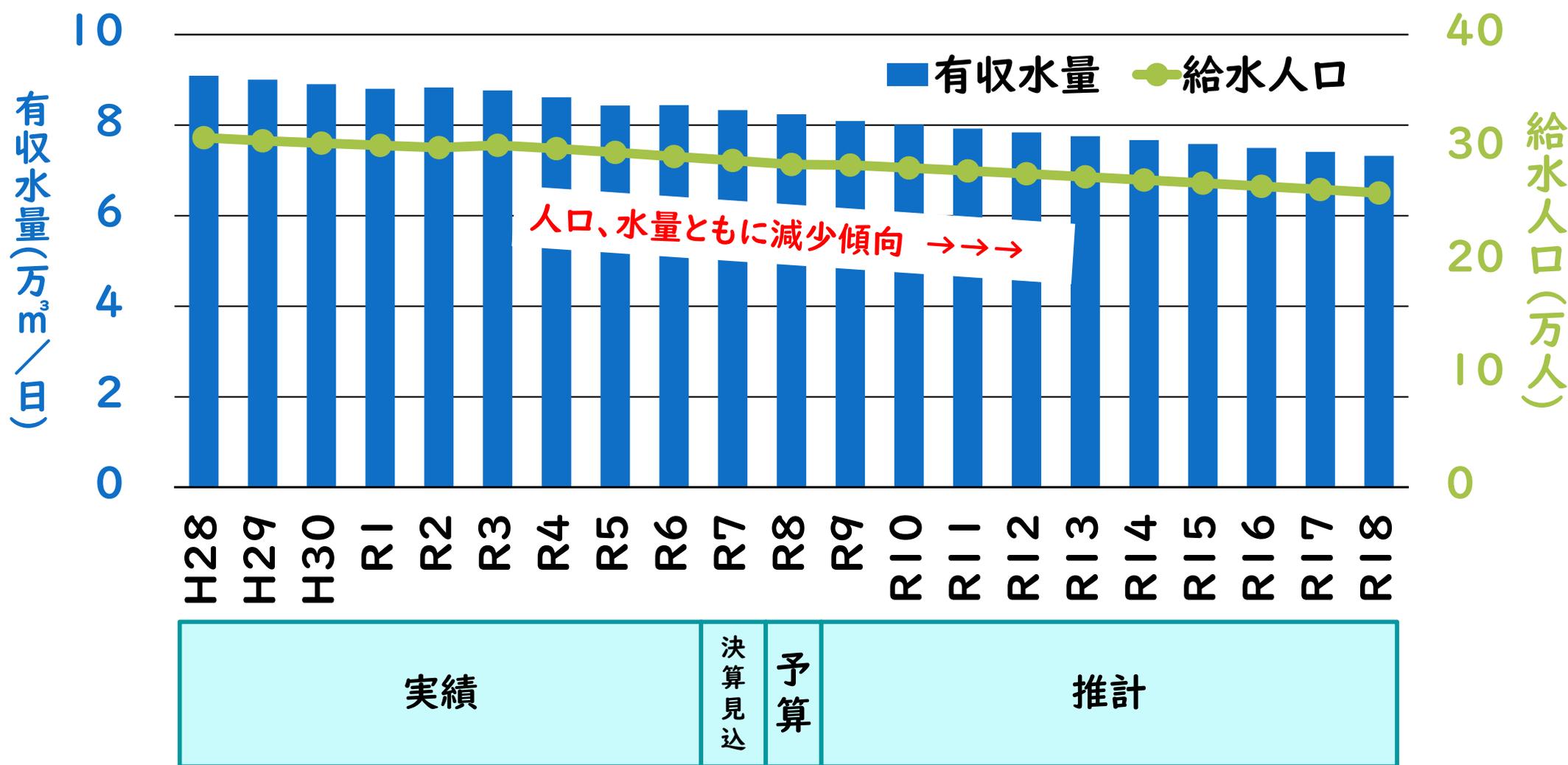
秋田市上下水道事業経営審議会

【諮問】水道料金および下水道使用料等のあり方について

- 1 諮問の概要
- 2 料金・使用料改定の進め方
- 3 水道料金改定の基本方針**
- 4 下水道使用料改定の基本方針
- 5 基本方針に基づく料金体系の検討
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討
- 7 今後のスケジュール

3-1 水需要予測

・給水人口の減少に伴い有収水量が減少



3-2 現行料金での財政シミュレーション

(億円)

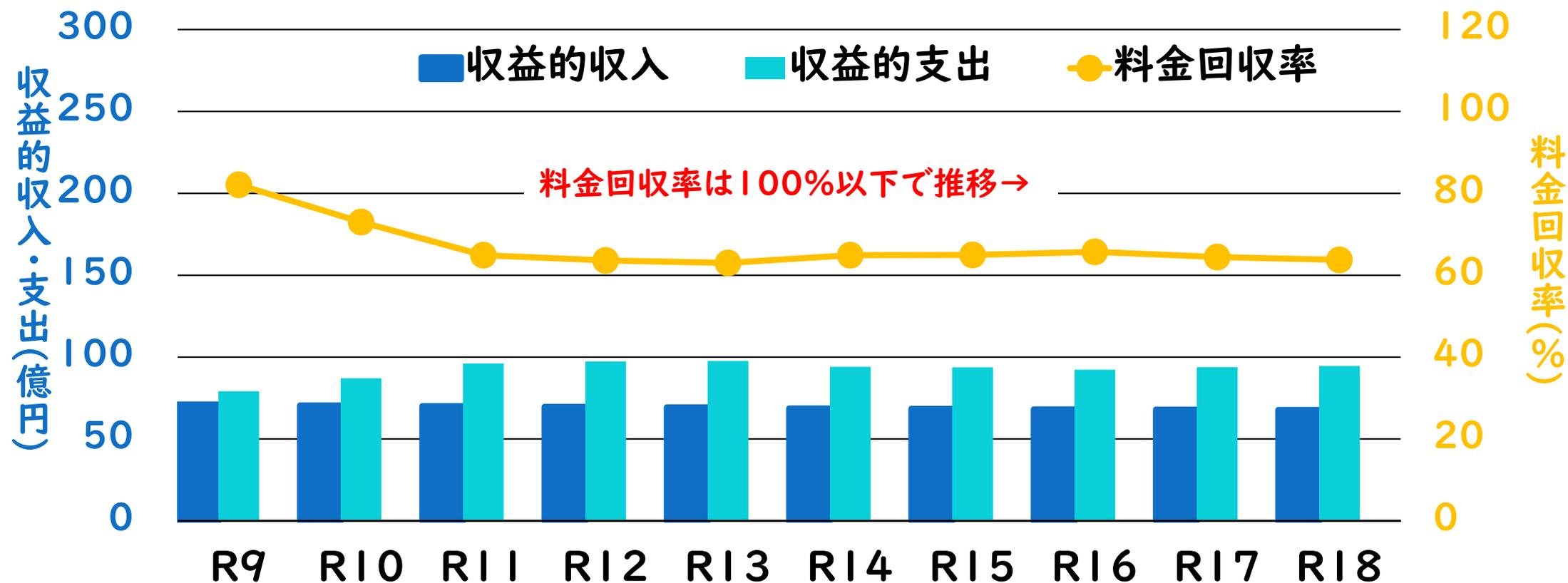
		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
収益的収支	収益的収入	71	70	70	70	69	69	68	68	68	68
	収益的支出	79	87	96	97	98	94	94	92	94	95
	当年度純損益	△8	△17	△26	△27	△29	△25	△26	△24	△26	△27
	累積欠損金	0	0	△18	△45	△74	△99	△125	△149	△175	△202
資本的収支	資本的収入	73	28	15	14	13	12	11	13	25	20
	資本的支出	111	62	50	51	51	49	50	52	73	65
	資金収支不足額	△38	△34	△35	△37	△38	△37	△39	△39	△48	△45
資金残高		64	38	12	△18	△49	△77	△105	△133	△170	△206

※仁井田浄水場の更新工事の完成時期を令和10年度に設定

3-3 現行料金による財政収支見通し

ア 収益的収支

・収入の減少、支出の増加に伴い、料金回収率は100%以下で推移する見込み



給水原価:水道水1m³当たりの供給にどれだけの費用がかかっているかを表す指標

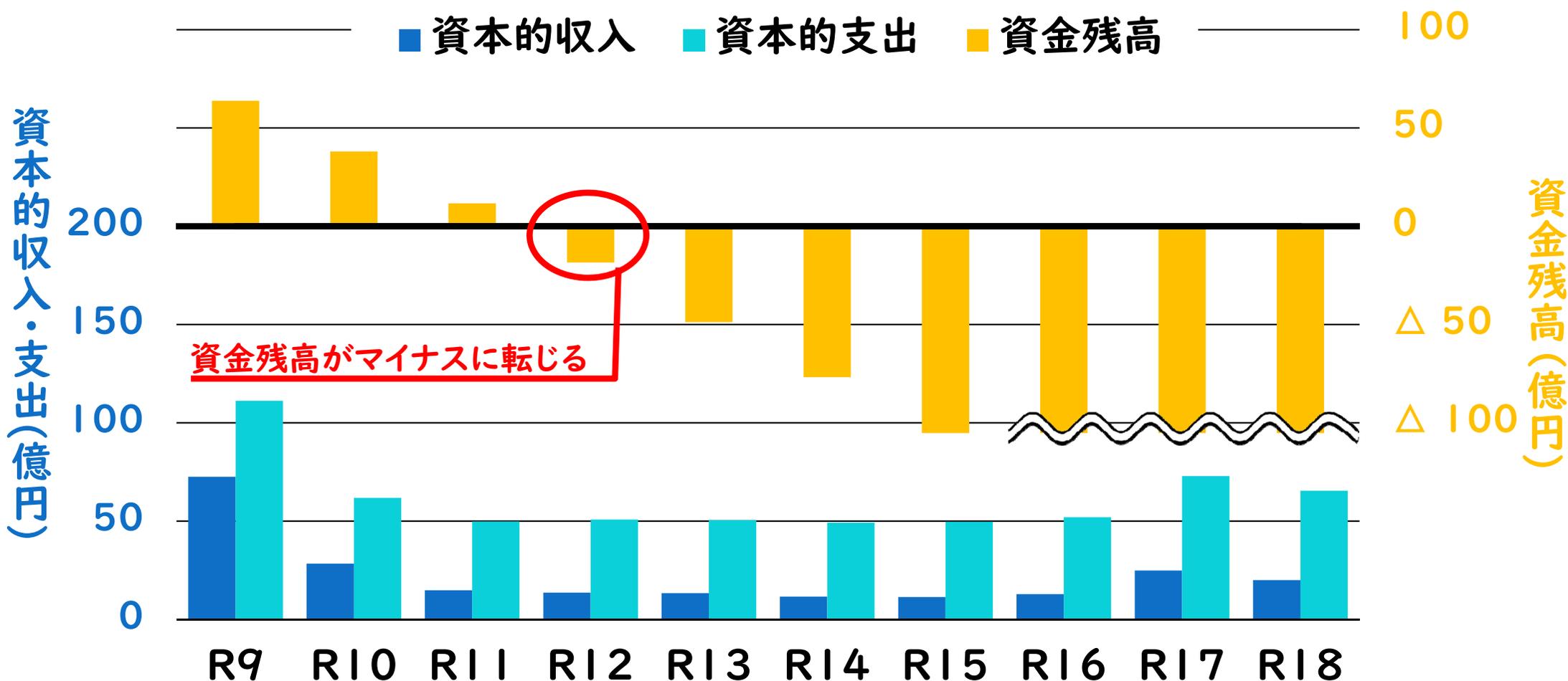
供給単価:水道水1m³当たりの販売単価

料金回収率 (%) = 供給単価 ÷ 給水原価 × 100

3-3 現行料金による財政収支見通し

イ 資本的収支

- ・令和10年度までは仁井田浄水場等整備事業の費用を計上
- ・令和12年度に資金残高がマイナスに転じる見込み



3-4 総括原価の算定

ア 資産維持費を含まない総括原価

(億円)

費用		例	R9	R10	R11	R12	R13	
営業費用	原浄水部門	固定費	浄水場の修繕	10.6	9.7	8.1	8.6	8.0
		変動費	浄水処理薬品、電気	5.6	6.1	6.1	6.1	6.1
	配給水部門	固定費	漏水修理	13.7	14.3	14.8	14.6	14.5
		変動費	ポンプ場の電気	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	一般管理 業務部門	検針・集金	検針員委託費	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5
		控除項目	下水道窓口費用分	△4.1	△4.1	△4.1	△4.1	△4.1
		その他		3.4	3.4	3.4	3.7	3.4
	減価償却費			26.2	26.5	37.4	37.8	38.1
	資産減耗費			0.9	6.5	5.4	5.4	6.2
	合計			63.1	69.2	77.9	78.9	79.0
資本費用	支払利息		企業債の利息	8.6	10.5	10.9	11.1	11.2
	資産維持費			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計			8.6	10.5	10.9	11.1	11.2
控除項目		雑収益、利息	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4	
利益積立金取崩額			△8.8	△17.5	△6.7	0.0	0.0	
総括原価			62.5	61.8	81.7	89.6	89.8	

3-4 総括原価の算定

イ 算定期間の検討

採用

(億円)

算定期間(3年サイクル)		R9	R10	R11	R12~14
給水収益(現行)	①		168.2		199.3
総括原価	②		206.0		265.7
改定率(目安)	$(②-①)/①$		約23%		約33%

算定期間(4年サイクル)		R9	R10	R11	R12	R13~16
給水収益(現行)	①		223.0			282.6
総括原価	②		295.6			346.9
改定率(目安)	$(②-①)/①$		約33%			約23%

算定期間(5年サイクル)		R9	R10	R11	R12	R13	R14~18
給水収益(現行)	①			277.3			363.8
総括原価	②			385.4			429.7
改定率(目安)	$(②-①)/①$			約39%			約18%

※ここでの改定率(目安)は資産維持費を含んでいない

3-4 総括原価の算定

ウ 資産維持率の検討

算定期間内の平均料金回収率
100%以上を維持できる
資産維持率1.5%を採用

資産維持率		3.0%	採用 1.5%	1.0%
営業費用		210.2	210.2	210.2
資本費用	支払利息	30.0	30.0	30.0
	資産維持費	53.1	26.5	17.7
控除項目		△1.2	△1.2	△1.2
利益積立金取崩額		△33.0	△33.0	△33.0
総計		259.1	232.5	223.7
給水収益		168.2	168.2	168.2
改定率(目安)		約54%	約39%	約33%
料金回収率		111.9%	100.5%	96.6%

3-5 料金改定の基本方針

項目	説明
料金算定手法	総括原価方式
改定時期	令和9年4月1日
算定期間	3年間(令和9~11年度)
資産維持費	償却未済額×1.5%
平均改定率	約39%
改定による経営効果	<ul style="list-style-type: none"> ・算定期間内に発生する累積赤字の解消 ・算定期間内の平均料金回収率100%の確保

※平均改定率は、以降の料金表の検討により、増減する。

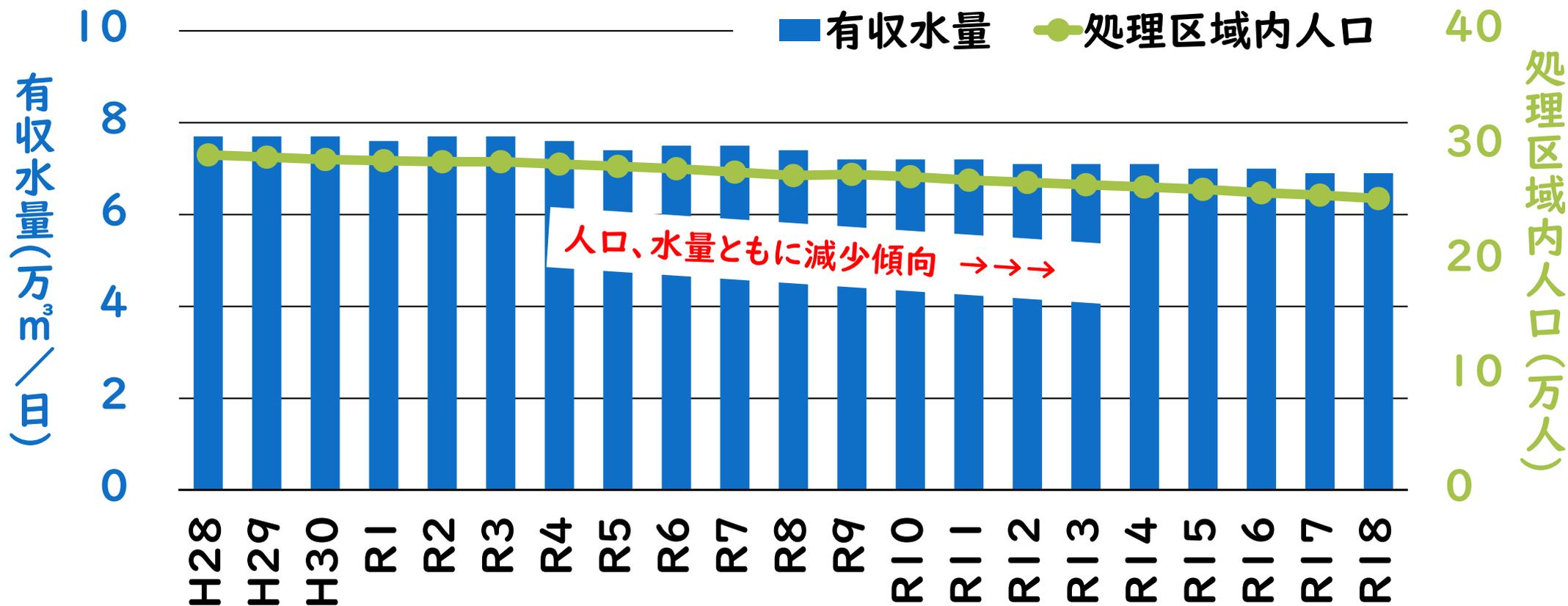
秋田市上下水道事業経営審議会

【諮問】水道料金および下水道使用料等のあり方について

- 1 諮問の概要
- 2 料金・使用料改定の進め方
- 3 水道料金改定の基本方針
- 4 下水道使用料改定の基本方針**
- 5 基本方針に基づく料金体系の検討
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討
- 7 今後のスケジュール

4-1 水需要予測

・処理区域内人口の減少に伴い有収水量が減少



実績	決算見込	予算	推計
----	------	----	----

※国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に推計

4-2 現行使用料での財政シミュレーション

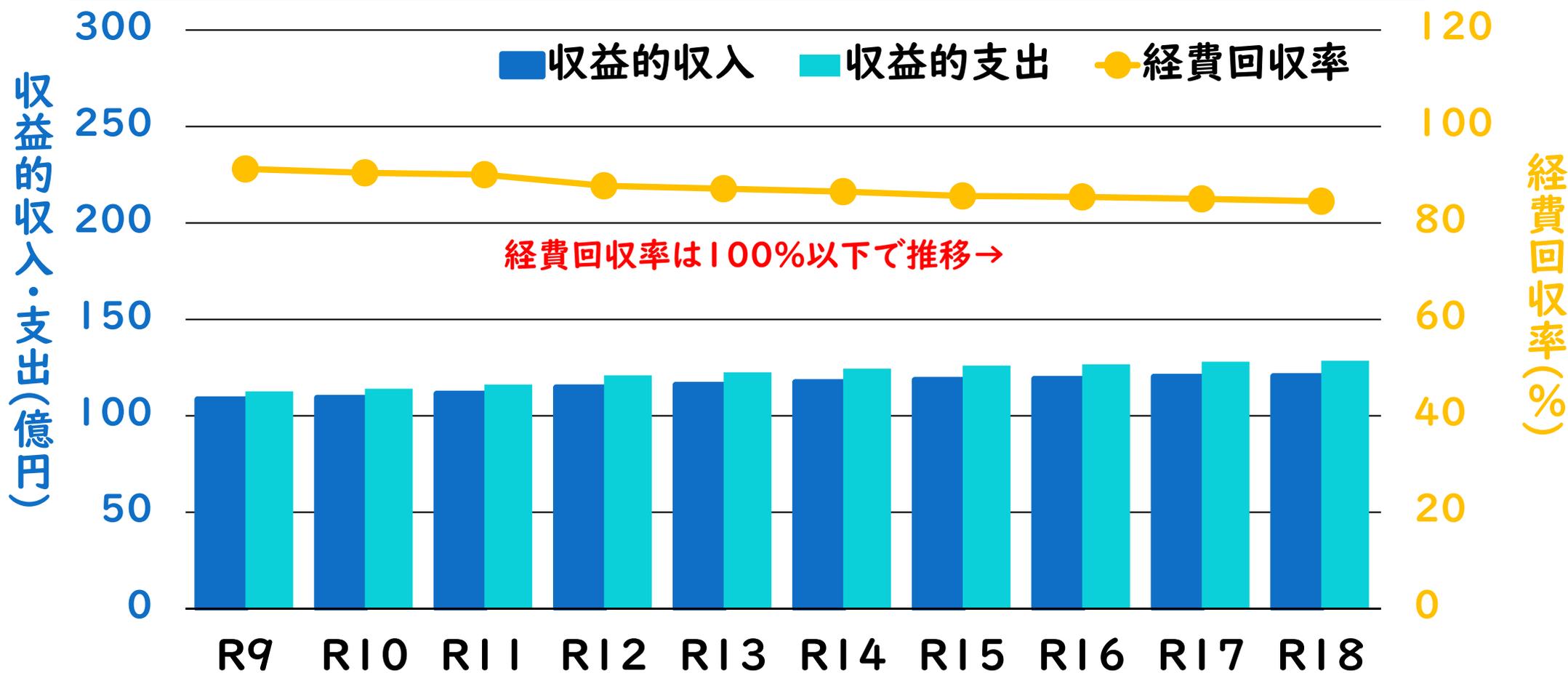
(億円)

		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
収益的収支	収益的収入	108	109	111	115	116	117	119	119	120	120
	収益的支出	113	114	116	121	123	124	126	127	128	129
	当年度純損益	△ 5	△ 5	△ 5	△ 6	△ 7	△ 7	△ 7	△ 8	△ 8	△ 9
	累積欠損金	△ 6	△ 11	△ 16	△ 22	△ 29	△ 36	△ 43	△ 51	△ 59	△ 68
資本的収支	資本的収入	74	90	103	51	66	56	47	51	49	48
	資本的支出	117	131	144	89	104	93	83	86	84	82
	資金収支不足額	△ 43	△ 41	△ 41	△ 38	△ 38	△ 37	△ 36	△ 35	△ 35	△ 34
	資金残高	14	13	13	14	16	18	22	27	32	38

4-3 現行使用料による財政収支見通し

ア 収益的収支

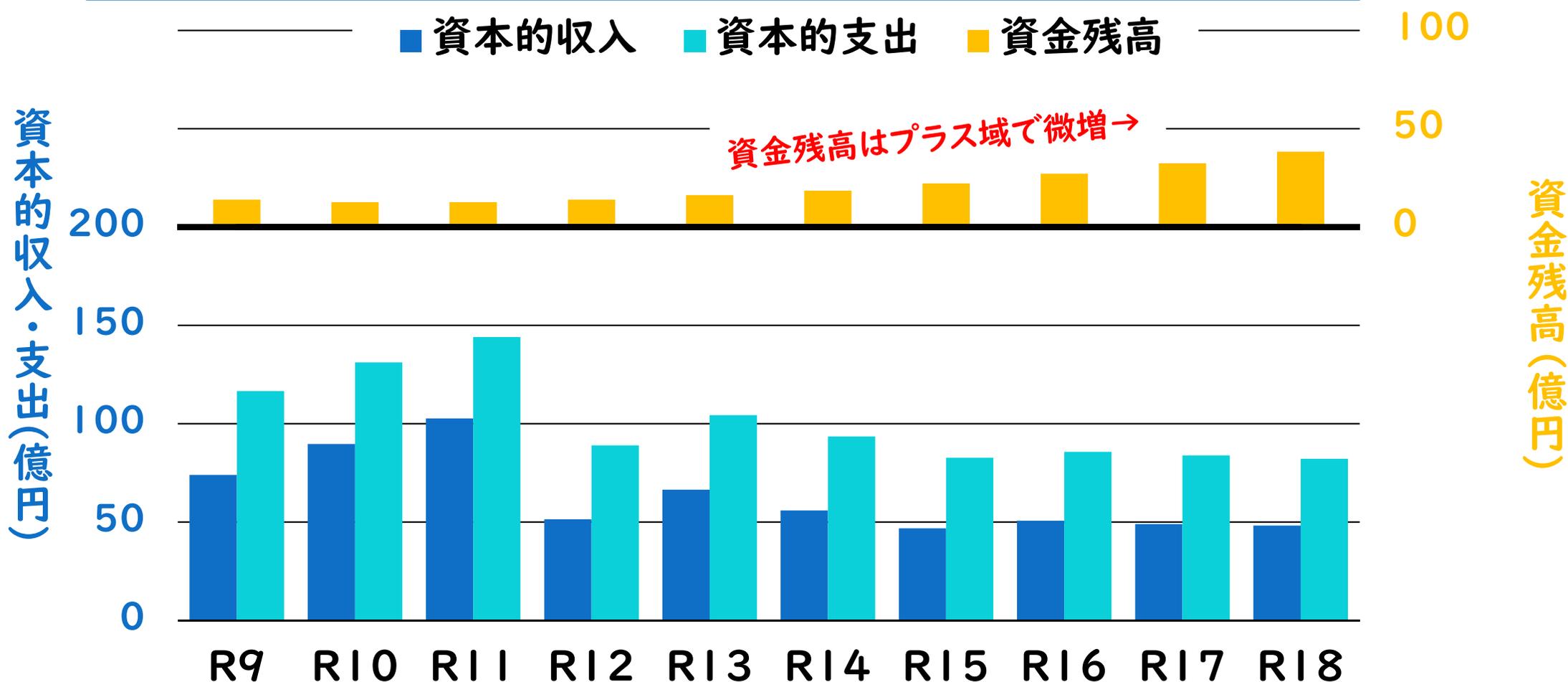
- ・汚水に係る収支は、収入は減少、支出は増加傾向
- ・しかし、雨水対策の事業推進の影響により、全体の収入および支出は増加傾向
- ・汚水に要する経費回収率は100%以下で推移する見込み



4-3 現行使用料による財政収支見通し

イ 資本的収支

- ・令和11年度までは現時点での水災害対策プロジェクトの費用を計上
- ・資金残高は過去の借り入れ分の元金償還が順次終了するため、微増傾向



4-4 総括原価の算定

ア 資産維持費を含まない使用料対象経費

(億円)

費用		R9	R10	R11	R12	R13
維持管理費	人件費	4	4	4	4	4
	動力費	3	3	3	3	3
	委託料	11	11	11	11	11
	修繕・工事請負費	1	1	1	2	2
	流域下水道維持管理負担金	19	19	19	19	19
	物件費その他	6	5	5	5	5
	合計	44	43	43	44	44
資本費	減価償却費等	68	70	72	76	77
資産維持費		0	0	0	0	0
控除額	雨水等公費負担分	41	42	44	47	48
	長期前受金戻入	21	21	21	22	23
	合計	62	63	65	69	71
特別単価調整分		2	2	2	2	2
使用料対象経費		52	52	52	53	52

4-4 総括原価の算定

イ 算定期間の検討

採用

(億円)

算定期間(3年サイクル)		R9	R10	R11	R12~14
使用料収入(現行)	①		138		137
使用料対象経費	②		156		158
改定率(目安)	$(②-①)/①$		約13%		約15%

算定期間(4年サイクル)		R9	R10	R11	R12	R13~16
使用料収入(現行)	①		184			181
使用料対象経費	②		209			212
改定率(目安)	$(②-①)/①$		約14%			約17%

算定期間(5年サイクル)		R9	R10	R11	R12	R13	R14~18
使用料収入(現行)	①			230			224
使用料対象経費	②			261			267
改定率(目安)	$(②-①)/①$			約14%			約19%

※ここでの改定率(目安)は資産維持費を含んでいない

4-4 総括原価の算定

ウ 資産維持費の検討

(億円)

資産維持費		+	使用料対象経費	=	使用料対象経費 (資産維持費含む)	改定率 (目安)
下水道使用料算定の基本的考え方						
改築計画等から算出	27	+		=	183	約33%
水道料金算定要領に準じる						
採用 償却未済額×1%	14	+	156	=	170	約23%
現状維持						
見込まない	0	+		=	156	約13%

4-5 使用料改定の基本方針

項目	説明
改定手法	総括原価方式
改定時期	令和9年4月1日
算定期間	3年間(令和9~11年度)
資産維持費	償却未済額×1%
平均改定率	約23%
改定による経営効果	<ul style="list-style-type: none"> ・算定期間内に発生する累積赤字の解消 ・算定期間内の経費回収率100%の確保

※平均改定率は、以降の使用料表の検討により、増減する。

秋田市上下水道事業経営審議会

【諮問】水道料金および下水道使用料等のあり方について

- 1 諮問の概要
- 2 料金・使用料改定の進め方
- 3 水道料金改定の基本方針
- 4 下水道使用料改定の基本方針
- 5 基本方針に基づく料金体系の検討**
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討
- 7 今後のスケジュール

5-1 料金体系の考え方

ア 現行の水道料金と改定の方向性

項目		現行	改定の方向性
基本 料金	基本水量	なし	継続
	料金の種類 (用途別、口径別)	口径別料金 (一部用途別:公衆浴場)	継続
	基本料金の割合	約34%	増加 ・使用水量の減少に対応しながら、 安定した水道サービスの提供を維持 するため ・使用水量の増減が経営に与える影 響を少なくするため
従量 料金	逓増度 (最高単価/最低単価)	4.93	抑制 ・大口利用者の負担が大きくなって おり、負担の公平性のため

基本水量:基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず料金を定額とする制度

逓増度:急激な人口増加、高度経済成長に対応し、大量に水を使用する事業者の使用量の抑制を図ることを目的に導入された制度

5-2 料金体系の検討

ア 改定ケースの考え方

	現行料金体系	case1 算定要領	case2 現行×平均改定率	case3 逡増度を緩和
試算方法	-	水道料金算定要領に基づく	現行料金表×平均改定率	case2の逡増度を緩和
基本料金	-	需要家費と固定費の一部を負担	現行料金表×平均改定率	case2の端数切上
従量料金	-	水量によらず単価を均一	現行料金表×平均改定率	case2の逡増度を緩和
逡増度	4.93	1.00	4.96	2.58
特徴	-	・公平感が高い	・利用者全員の改定率が同じ ・逡増度は現行と同程度	・小口利用者の改定率が平均改定率より高い ・大口利用者の改定率が平均改定率より低い

需要家費 : 需要家(利用者)の数で増減する費用(例:検針、集金、メーター費用)

固定費 : 需要家、水量により増減しない費用(例:施設維持管理費、減価償却費)

5-2 料金体系の検討

イ 改定ケースの試算

1年当たり 税抜き

	現行料金体系	case 1 算定要領	case 2 現行×1.39	case 3 逡増緩和
給水収益	57.0 億円	78.6 億円	79.2 億円	78.6 億円
基本料金割合	33.5%	32.3%	33.5%	34.6%
供給単価	194.9 円	268.7 円	270.9 円	268.7 円
給水原価	268.3 円			
料金回収率	72.6%	100.1%	100.5%	100.2%
逡増度	4.93	1.00	4.96	2.58
平均改定率	-	37.9%	39.0%	37.9%

基本料金割合: 基本料金での収益 ÷ 給水収益

給水原価 : 水道水 1m³ 当たりの供給にどれくらいの費用がかかっているかを表す指標

供給単価 : 水道水 1m³ 当たりの販売単価

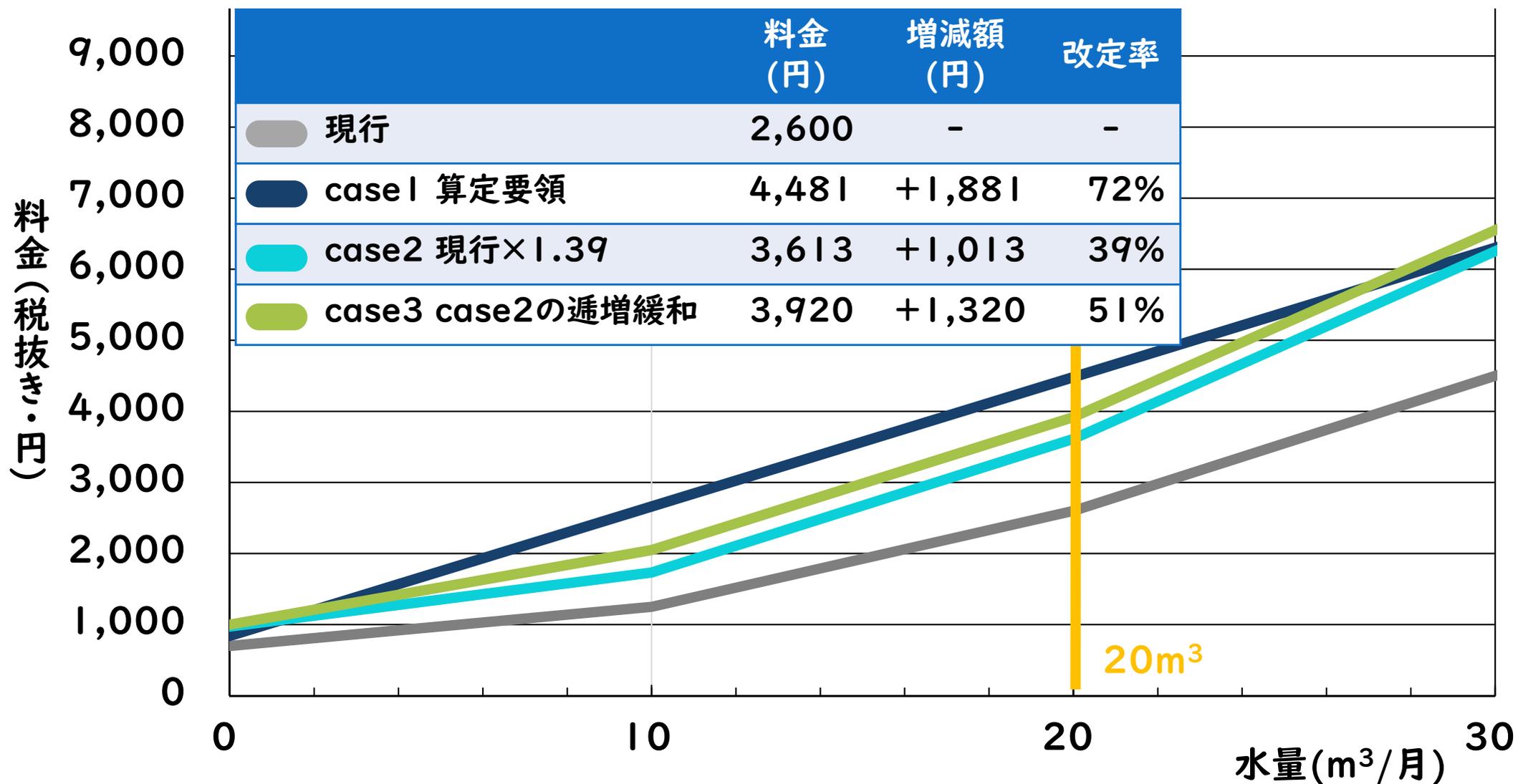
料金回収率 : 供給単価 ÷ 給水原価

逡増度 : 最高単価 ÷ 最低単価

平均改定率 : 料金単価 (改定) ÷ 料金単価 (現行) - 1

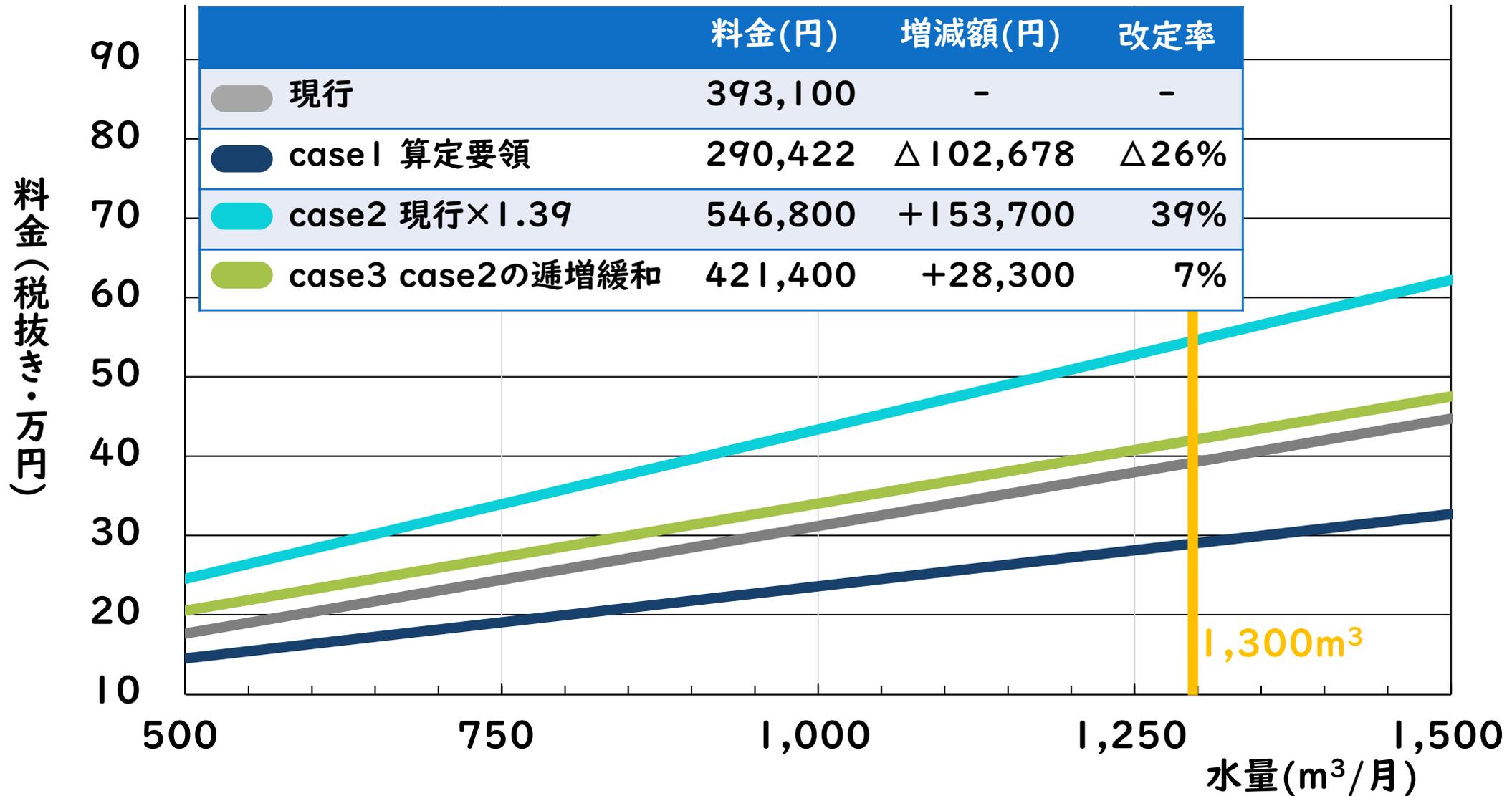
5-3 改定による現行料金との比較

ア 口径13mm・1か月20m³使用



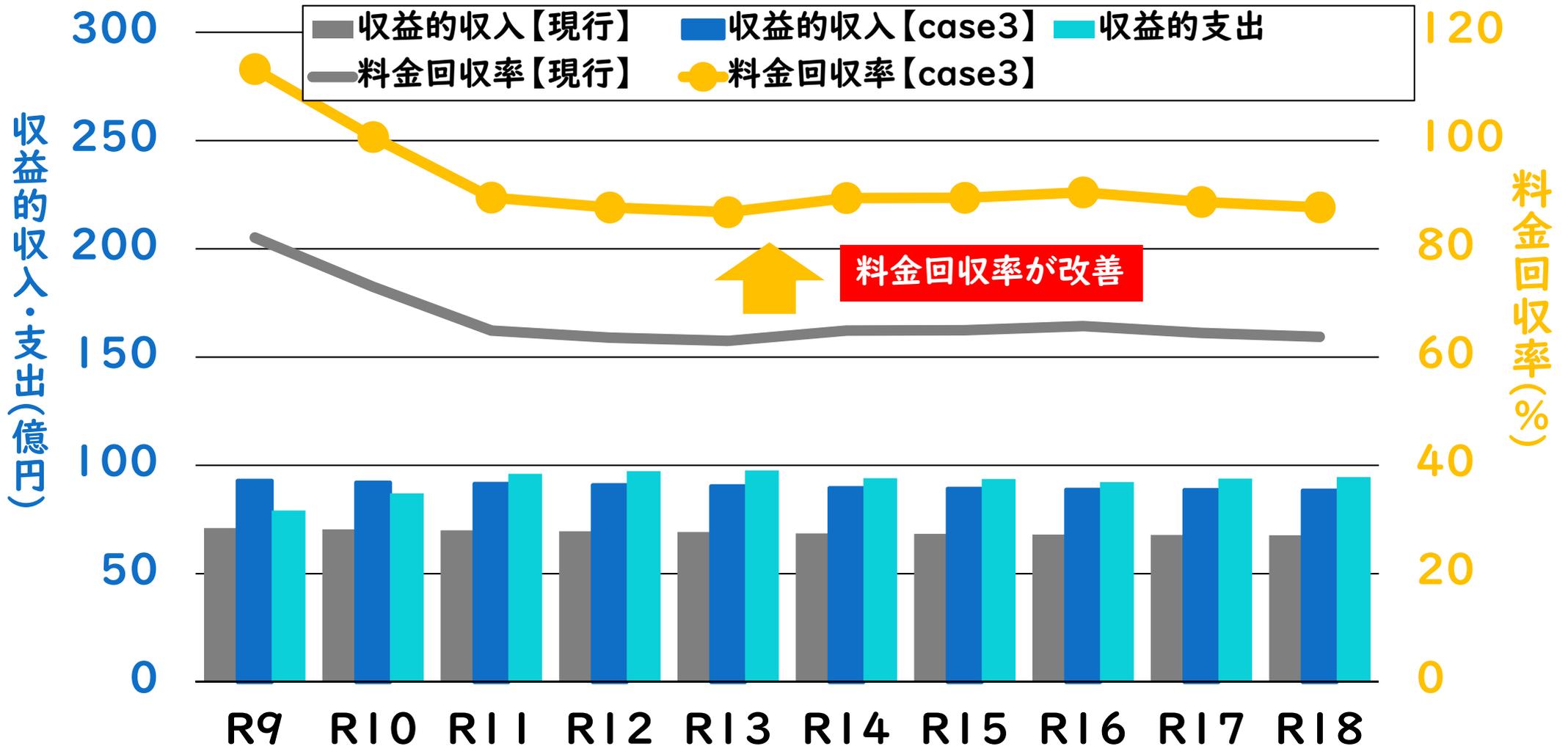
5-3 改定による現行料金との比較

イ 口径100mm・1か月 1,300m³使用



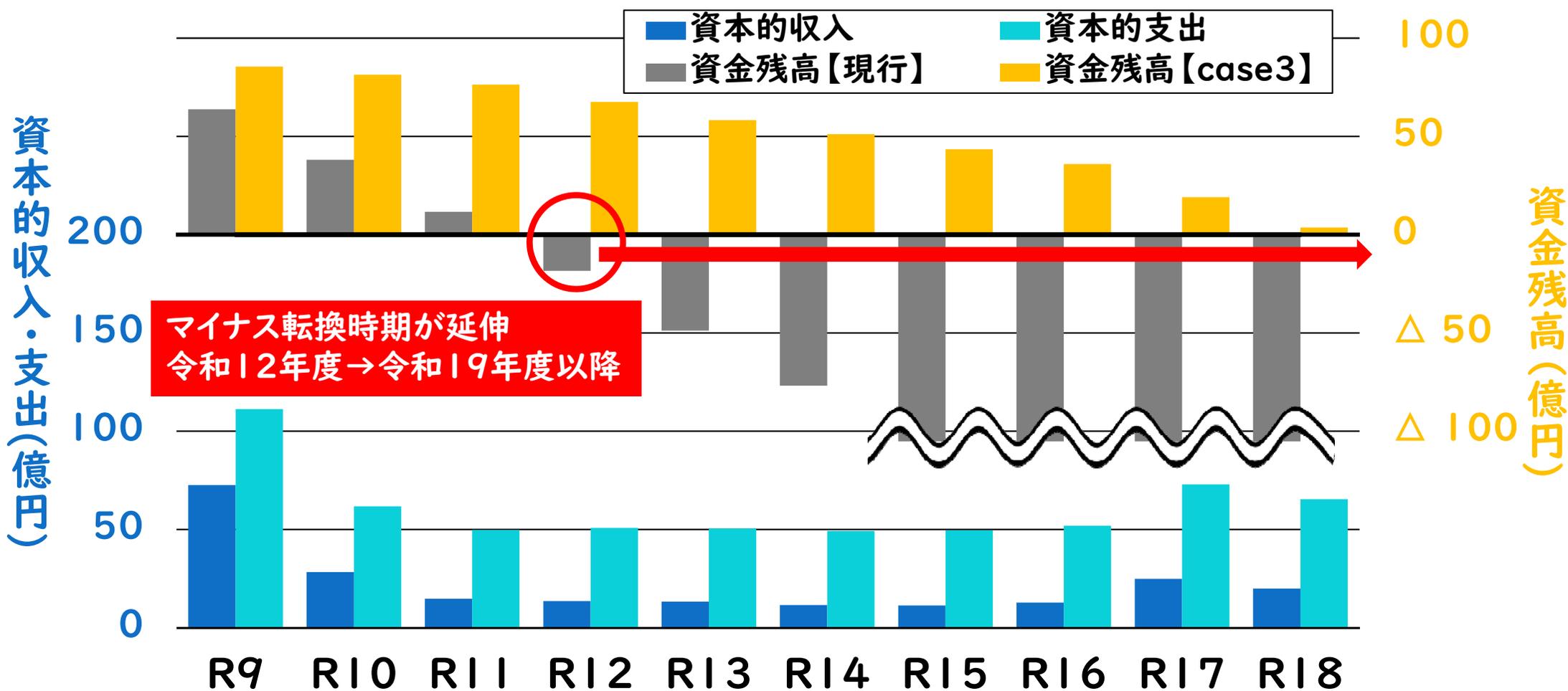
5-4 改定による財政収支見通し

ア 収益的収支【case3】



5-4 改定による財政収支見通し

イ 資本的収支【case3】



秋田市上下水道事業経営審議会

【諮問】水道料金および下水道使用料等のあり方について

- 1 諮問の概要
- 2 料金・使用料改定の進め方
- 3 水道料金改定の基本方針
- 4 下水道使用料改定の基本方針
- 5 基本方針に基づく料金体系の検討
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討**
- 7 今後のスケジュール

6-1 使用料体系の考え方

ア 現行の下水道使用料と改定の方向性

項目		現行	改定の方向性
使用水別		水道水 水道水以外の水	継続
処理区域別		処理区域 処理区域外	継続
用途別		一般汚水 公衆浴場汚水	継続
基本 使用料	基本水量	10m ³	廃止 ・使用水量が基本水量に満たない世帯の公平性の観点から廃止
	基本使用料の割合	約39%	増加 ・使用水量の減少に対応しながら、安定した上下水道サービスの提供を維持するため
従量 使用料	累進度 (最高単価/最低単価)	2.36	維持

6-2 使用料体系の検討

ア 改定ケースの考え方

	現行	case 1 基本的考え方	case 2 現行×1.23	case 3 MIX
試算方法	現状維持	下水道使用料算定の 基本的考え方	現行単価 × 平均改定率	case 1 および case 2 を組み合わせる
基本水量 (基本使用料)	10m ³	廃止 →10m ³ 内の不公平感を 解消できる	維持	廃止 →10m ³ 内の不公平感を 解消できる
累進度 (従量使用料)	2.36	低下 →水量間の不公平感を 解消できる	維持	強化 →10m ³ 以下の単価を低 く設定
特徴		<ul style="list-style-type: none"> 全体として公平感を確保できる 累進度の低下によって小口使用者の負担が増加する(大口の負担は減少) 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者全員の改定率が同じ 基本水量(10m³)間の不公平感はある 	<ul style="list-style-type: none"> 基本水量廃止後の小口使用者負担を軽減するため累進度を強化 従量単価は一律上昇させることで、従来の累進度を維持

6-2 使用料体系の検討

イ 改定ケースの試算

1年当たり 税抜き

	現行	case 1 基本的考え方	case 2 現行×1.23	case 3 MIX
下水道使用料	45億円	61億円	55億円	56億円
基本使用料割合	39%	36%	39%	42%
使用料単価	171.4円	234.0円	210.9円	214.6円
汚水処理原価	211.6 円			
経費回収率	81%	111%	100%	101%
累進度	2.36	1.57	2.36	23.50
平均改定率	-	36.52%	23.05%	25.20%

基本使用料割合:基本使用料での収益÷使用料収益

使用料単価 :有収水量1m³当たりの使用料収入

汚水処理原価 :有収水量1m³当たりの汚水処理費

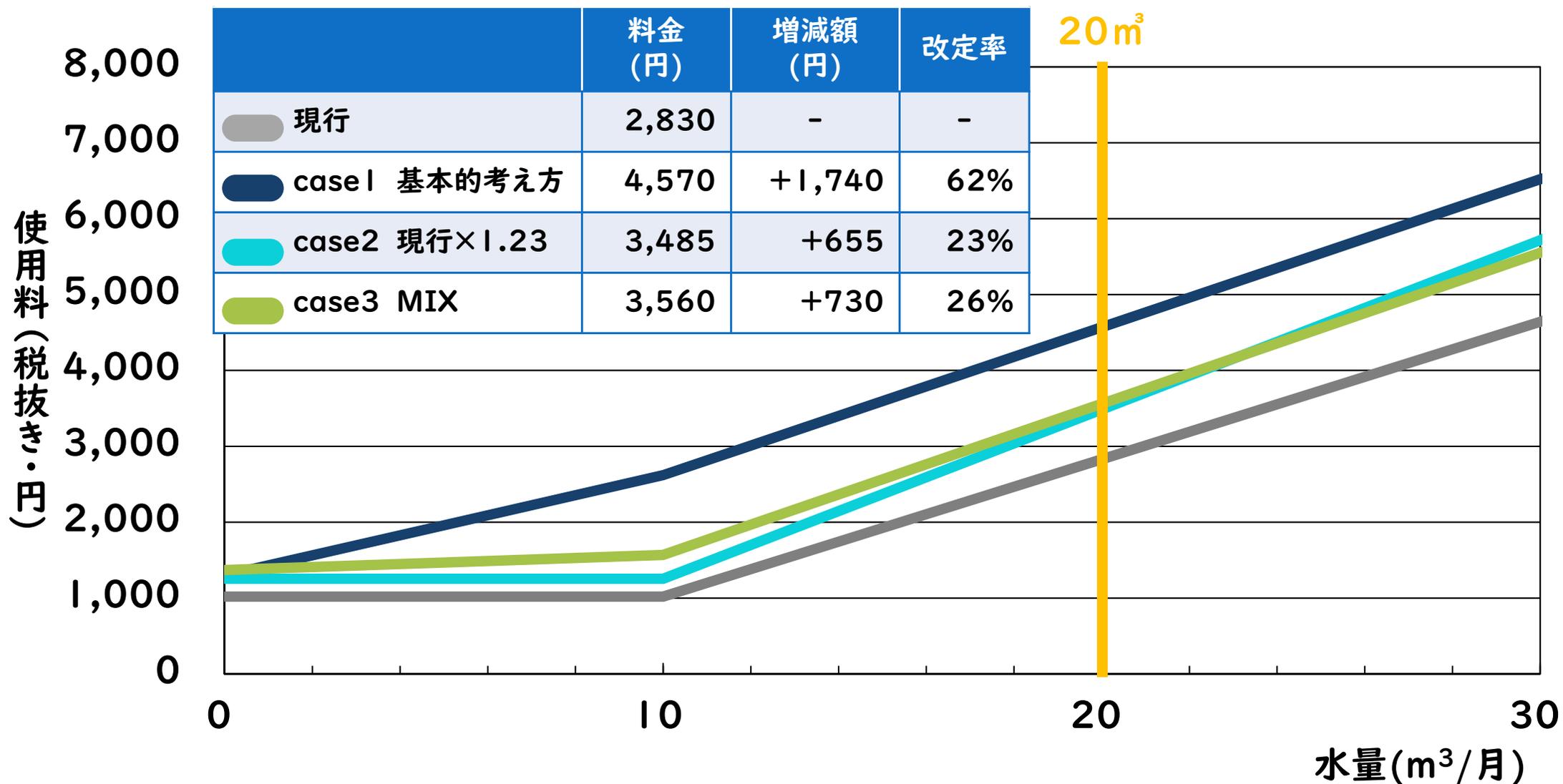
経費回収率 :使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す

累進度 :最高単価÷最低単価

平均改定率 :使用料単価(改定)÷使用料単価(現行)-1

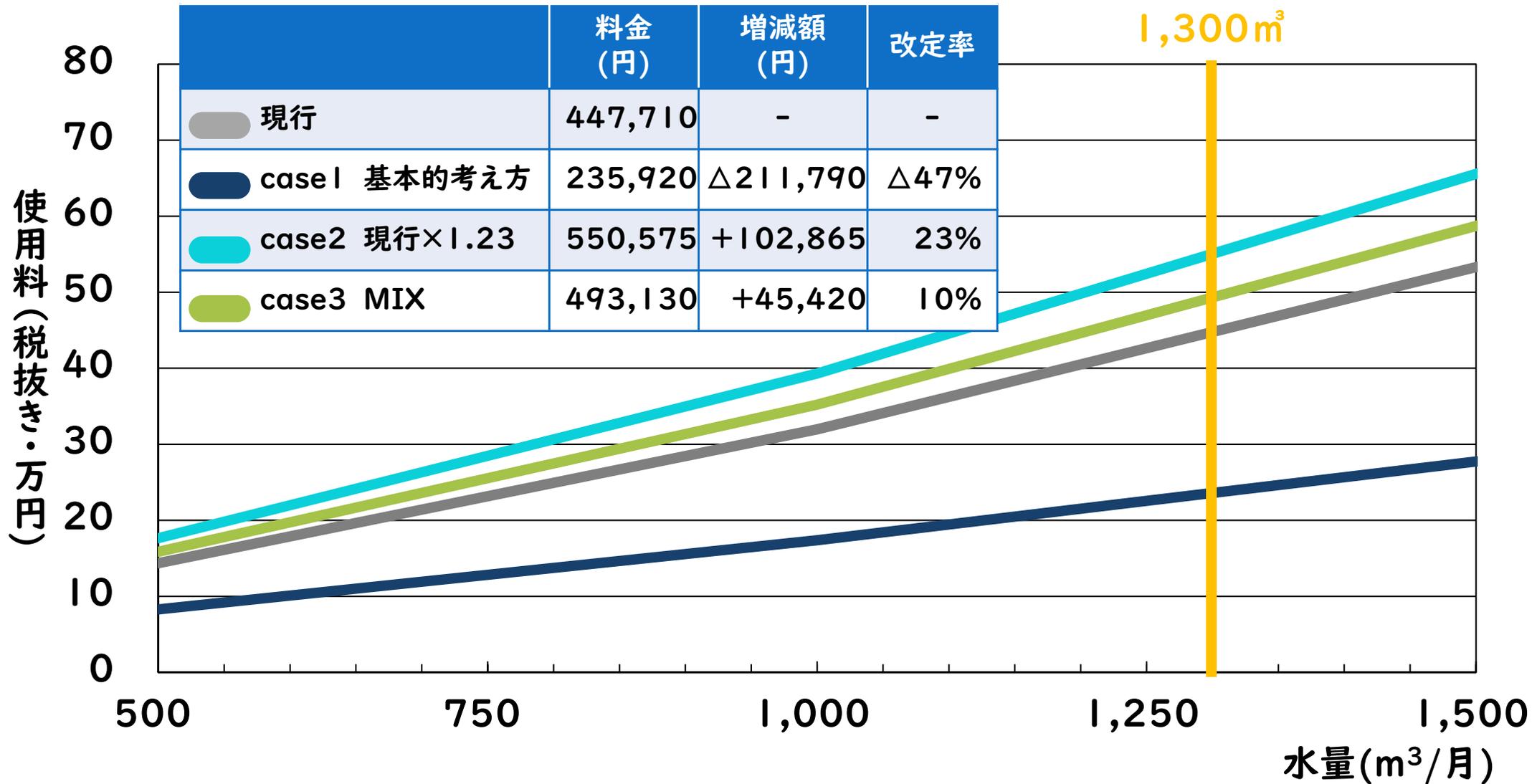
6-3 改定による現行使用料との比較

ア 1か月20^{m³}使用



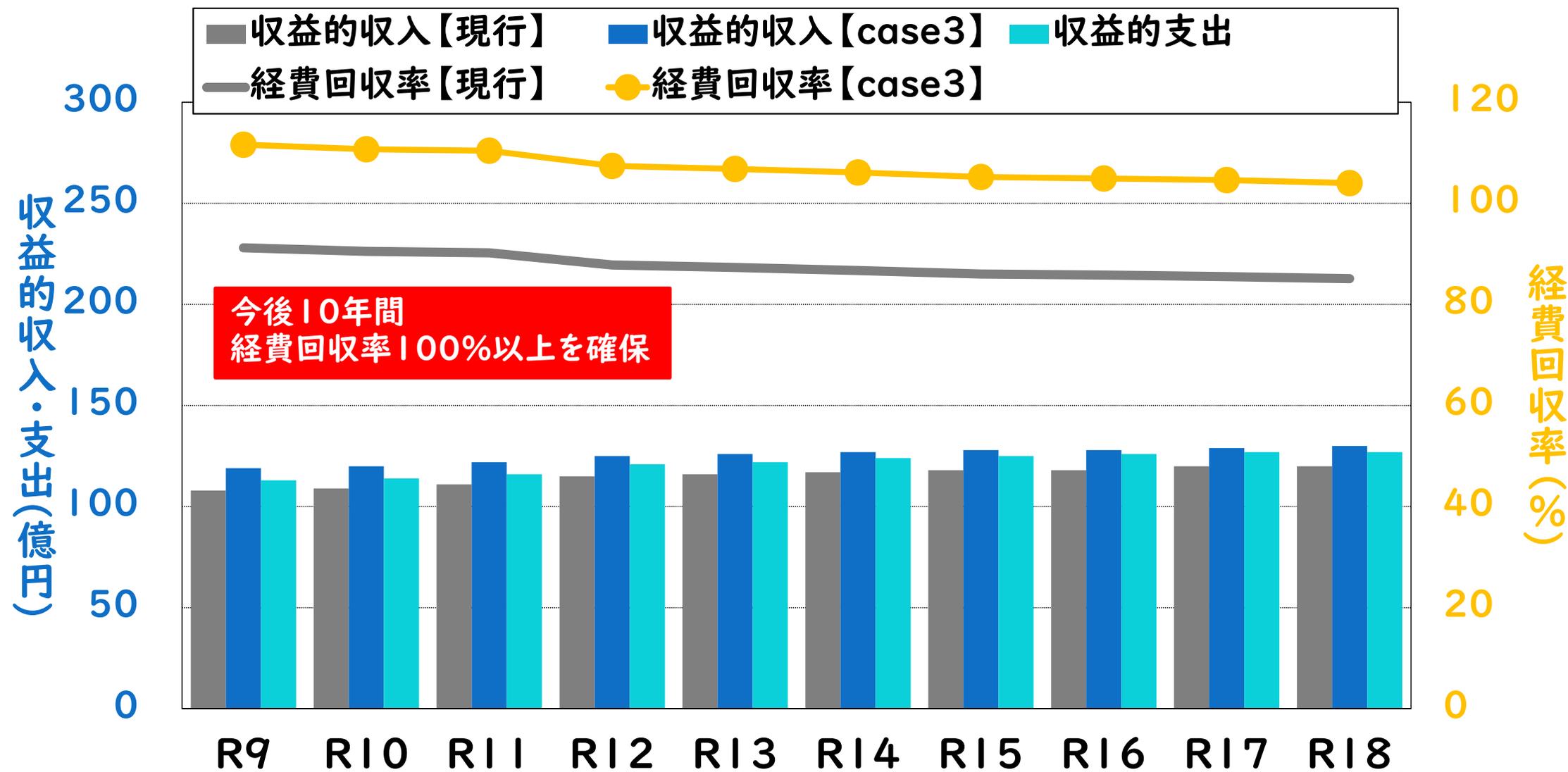
6-3 改定による現行使用料との比較

イ 1か月1,300m³使用



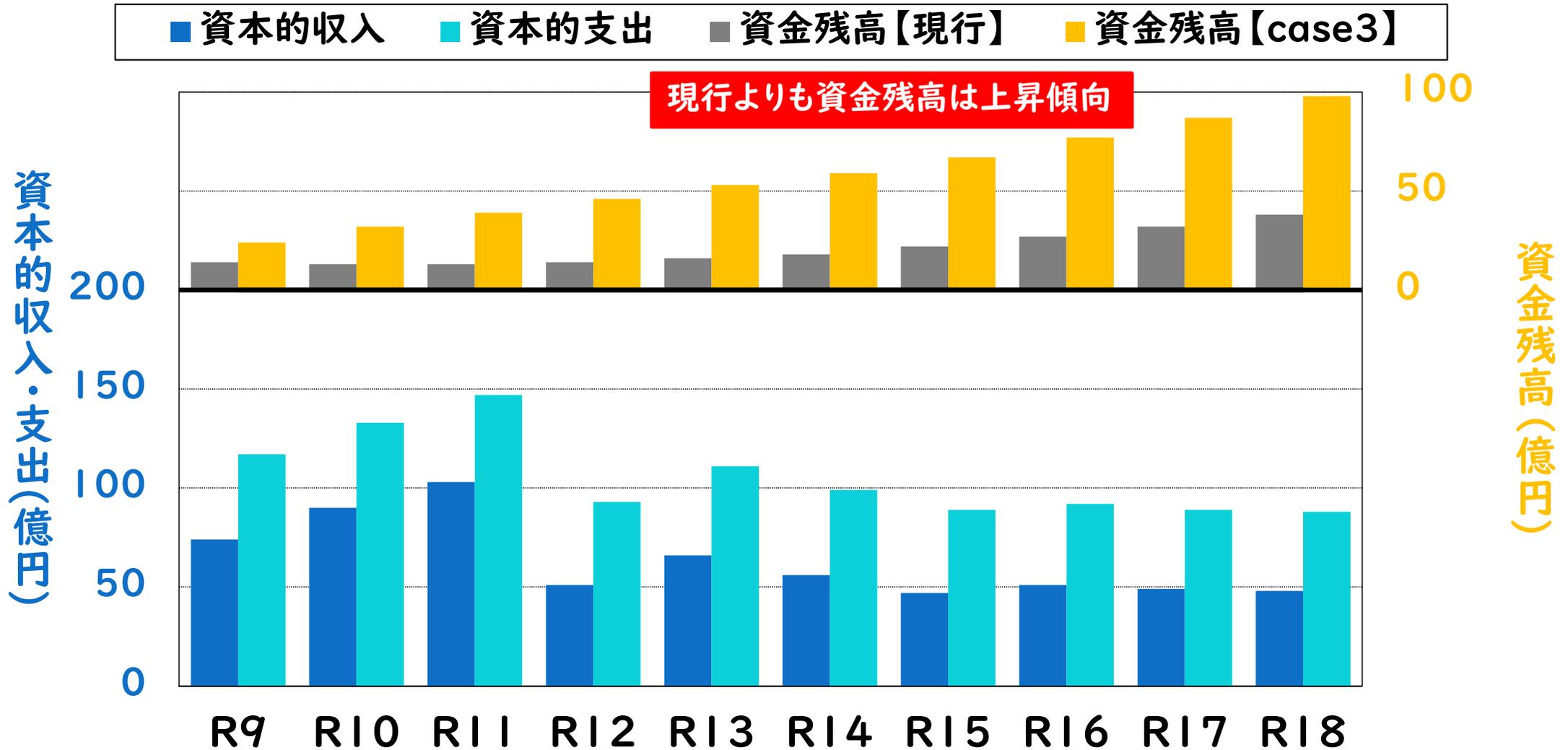
6-4 改定による財政収支見通し

ア 収益的収支【case3】



6-4 改定による財政収支見通し

イ 資本的収支【case3】



秋田市上下水道事業経営審議会

【諮問】水道料金および下水道使用料等のあり方について

- 1 諮問の概要
- 2 料金・使用料改定の進め方
- 3 水道料金改定の基本方針
- 4 下水道使用料改定の基本方針
- 5 基本方針に基づく料金体系の検討
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討
- 7 今後のスケジュール

7 今後のスケジュール

令和8年4月 令和8年度第1回経営審議会
(料金・使用料表の審議)

令和8年5月 令和8年度第2回経営審議会
(料金・使用料表の審議、
答申案の検討)

令和8年7月 令和8年度第3回経営審議会
(答申)

さいごに

- ・ホームページで各種情報を発信
 - 上下水道事業経営審議会の情報も公開中
 - 広報あきた、検針時チラシ、SNS等でも情報発信

令和7年度第1回秋田市上下水道事業経営審議会の内容... <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1049355/1049643.html>

現在の位置: [トップページ](#) > [上下水道局](#) > [上下水道事業経営審議会](#) > 令和7年度第1回秋田市上下水道事業経営審議会の内容について

令和7年度第1回秋田市上下水道事業経営審議会の内容について

ページ番号1049643 更新日令和8年1月21日

印刷  大きな文字で印刷 

会議の名称

令和7年度第1回 秋田市上下水道事業経営審議会

開催日時

令和8年1月20日13時30分

開催場所

秋田市上下水道局川尻庁舎4階大会議室

議題

1. 委員紹介・委嘱状交付
2. 会長および副会長の選任
3. 秋田市上下水道事業の現状について

会議資料

 [次第 \(PDF 26.6KB\)](#) 

 [【資料】秋田市上下水道事業の現状について \(PDF 4.6MB\)](#) 

議事録

